

生徒心得

三重県立亀山高等学校

生徒は人として尊ばれ、重んぜられる。また、よりよい環境の中で心身ともに健やかに育てられなければならない。そのためには、生徒一人ひとりが学校生活の中で自己を深く意識し、皆と協力して民主的な明るい学校をつくるためにはどのような心がまえをもったらよいか、ここに「生徒心得」を定めて学校生活の目的を達するよう責任ある態度を期待する。

I 通学について

- 1 保護者の家から通学するのを原則とし、親戚・知人などの家から通学しようとする場合は、保証人届を提出する。
- 2 毎朝午前8時40分までに登校し、教室に入る。
- 3 理由もなく欠席・遅刻・早退をしない。
- 4 病気や事故などやむを得ない場合のために欠席・欠課・遅刻・早退をしたときは、定められた手続きをする。（欠席・遅刻は保護者から連絡を入れる）
- 5 生徒会活動・部活動・対外試合などのために欠席・欠課・遅刻・早退をするときは、別に定める届出用紙と「公欠届」用紙で、事前に関係の先生に届け出る。
- 6 自転車通学は登録制とし、生徒手帳と自転車通学カードによって申請する。なお自転車は決められた場所に整列駐輪する。
- 7 自転車は、常に整備しておく。2人乗りや傘さし運転、携帯電話等を使用しながらの運転、イヤホンを着用しながらの運転、無灯火運転など交通ルールに反するような乗り方をしない。ヘルメットは原則、着用すること。
- 8 登下校時における二輪車の使用は原則として禁止する。鉄道・バス等の交通機関の利用がきわめて困難な地域からの通学者等、校長が特にやむを得ない事情があると認める者に限って許可する。
- 9 登下校のときは、他の交通に十分注意し、自転車は左側を、歩行者は右側（路側帯、歩道）を通行する。歩道橋のある場所では必ず利用すること。
- 10 公共交通機関を利用する者はマナーを守り、他人の迷惑になるようなことはしないこと。
- 11 普通自動車の免許取得のための受験には、校長の許可書が必要である。原則、自動二輪の免許取得は禁止する。

II 身だしなみについて

清潔で品格のある頭髪・服装等とする。



- 1 学校所定の制服は、次のものとする。

Aタイプ

- ブレザー
- ズボン
- カッターシャツ（長袖・半袖）
- ネクタイ
- セーター（希望購入）
- ベスト（希望購入）

Bタイプ

- ブレザー
- スカートまたはスラックス
- ブラウス（長袖・半袖）
- リボン
- セーター（希望購入）
- ベスト（希望購入）

<制服の仕様、その他>

○ベスト、セーターは左胸・スカートのすそに花文字「K」

○ブレザー、ズボン、スカートに名前の刺繍（紺）

- 2 変形した服や、所定外のカッターシャツ、ベスト、セーター、ブレザー、ズボン、スカート等の着用は認めない。
- 3 冬季登下校時のみ制服の上に学校所定のウインドブレーカーまたは防寒着の着用を認める。防寒具【マフラー・手袋・ニット帽子・ネックウォーマー・耳あて・レッグウォーマー等】は、登下校時のみ華美ではないものの着用を認める。
- 4 くつ下は華美でないものとする。
- 5 ピアス、指輪等の装飾品は身につけてはいけない。また、化粧も禁止する。
- 6 服装について特別の事情がある者は、生徒指導部へ異装届を提出し許可を受けること。
- 7 パーマ・染色・脱色・エクステ等の人工加工、過度なドライヤー・アイロン等の使用による髪への傷む行為、整髪料等による著しい加工、極端なデザインカットは禁止する。前髪は目にかからないようにする。

- 8 通学靴は、革靴か運動靴を原則とし、華美なものは避ける。
 - 9 校舎内では学校所定のスリッパを使用し、必ず名前を記入すること。
 - 10 通学カバンは、実用的で通学に適したものとし、華美なものは避ける。（中学時のカバン等、他校の校名・校章入りは不可とする）
- 制服の移行について
- ・ブレザーは式典や公式行事(校外での活動を含む)など、マナーとして正装を必要とするときは着用する。
 - ・（6月下旬から9月末まで）…クールビズの対応によりネクタイ／リボンを着用しなくてもよい。

Ⅲ 生活について

- 1 授業中は決められた座席につき、みだりに席を離れたり代わったりしない。また、自習時間は所定の課題に取り組む。
- 2 携帯電話・スマートフォン等は、授業中は電源を切っておく。また、いかなる考査にも携帯電話・スマートフォン等は持ち込まない。
- 3 ホームルーム以外の部屋には理由もなく立ち入らない。
- 4 登校してから放課後までは許可なしに校外に出ない。用事のため校外に出る場合は外出許可を受けて外出する。
- 5 公共物の保存美化につとめ、誤って壊した場合は直ちにホームルーム担任に報告する。そのときは、相当額の弁償をする場合もある
- 6 校舎内では静粛に行動する。
- 7 下校時は窓を閉め、消灯して帰る。
- 8 いつも礼儀正しい行動をとり、学校内外ではその時にふさわしい作法であいさつまたは会釈をする。
- 9 高校生としてふさわしくない行動・遊戯をつつしみ、不健全な場所への立ち入りはしない。
- 10 学校内外を問わず、暴力による制裁・威圧は絶対にしない。
- 11 集会は時間を厳守し、私語をつつしみ静粛にする。
- 12 校内の掲示・放送・伝達にはよく注意する。
特に日直は、毎日の授業や行事について責任をもって伝達を行う。
- 13 週番は、8時15分までに登校し、3年生が中心となって自主的に1週間の仕事を担当する。
- 14 学校の施設や備品のほか、掲示物等についても大切に扱う。
- 15 校内で火気・電気・電熱を扱ったり、火のつきやすい薬品・爆発性物質・劇毒薬を使うときは、監督先生の指導のもとで行なうこと。

IV 掲示物に関する規定

- 1 校内の掲示物については、すべて許可を必要とし、原則として生徒指導部の検印を受けること。ただし、掲示物により各々の校務分掌・教科・顧問・担任の検印も認め、掲示物の右下に検印と日付を記入するものとする。
なお、長期間にわたる掲示物については、各学期ごとに再検印を受けること。
- 2 掲示物の期限の切れたものについては、掲示者で責任をもって撤去すること。
- 3 校内の美観を損なわないよう（壁面に貼らないなど）注意すること。

V アルバイトに関する規定

- 1 アルバイトは、学習状況等により長期休業時ごとに登録制で認める。
- 2 アルバイトは、長期休業以外の学期中は原則として認めない。
特別な事情および学習状況等により、どうしても学期中に必要とする者については、特別に許可する。

「アルバイトに関する 10 か条」《条件》

- ① 学期中に特別にアルバイトを希望する者の保護者が、担任にアルバイトをしなければならない理由を申し出て、学年がその必要性を認めたものについて学校が判断する。
- ② 1年生の1学期間は学校生活に慣れることが重要であることから、アルバイトは原則として許可しない。
(この期間に希望するものについては、各学年において関係者の懇談を実施して事情を勘案のうえ検討する。)
- ③ 飲食店等の「酒席に携わる業務」や風俗営業店でのアルバイトは認めない。
- ④ 家業をどうしても手伝わなければならないときは、保護者が同席のうえで担任及び生徒指導部に申し出ること。
- ⑤ 危険・有害な仕事、体力消耗が著しい仕事は避け、安全・健康に注意する。
- ⑥ 就労時間は8時間以内とし、午後8時までとすること。
- ⑦ 仕事場の保安・環境が整っていることを確認し、安全に心がけること。
- ⑧ 学業に支障をきたさないようにし、服装・言動等は常に本校生として節度を守ること。
- ⑨ アルバイトの期間は、各長期休業期間とする。ただし、特別に許可された場合は、考査発表及び考査中を除いた各学期の土曜、日曜、祝日のみ（平日厳禁）。3年卒業考査後の2月家庭学習時については長期休業期間に準じる。
- ⑩ アルバイト期間終了時には、担任にアルバイト結果報告を提出すること。

VI 運転免許取得に関する規定

- 1 運転免許を受けようとする生徒は、校長に申し出てその同意を得るものとする。
 - 2 自動車の免許取得を希望する者は、「自動車学校入学・通学についての確認事項・遵守事項」にしたがう。
 - 3 二輪車の免許取得を希望する者は「二輪車の免許取得・通学使用について」にしたがう。
- 注1 校長の許可書なしで運転免許試験を受けたり、自動車学校に入校したりした場合は、厳しい指導措置のうえ、卒業まで許可書の発行はしない。
- 注2 特別に入校申請をする場合は、所定の許可願に記入し、保護者が同席して、担任に申請理由を具体的に説明する。
- 注3 いかなる場合も授業等を欠いてはならない。ただし、就職などに必要と認められる者で、修了・卒業検定を受検する場合に限り考慮する。

VII 校内における物品の販売について

学校管理下で物品を販売する場合は、生徒指導部に届け出、許可を得なければならない。なお、生徒はいかなる場合でも、生徒間で物品の売買をしてはならない。

VIII 校内外における集会・催し物等について

生徒会や学校が認めない生徒主催の集会・催し物の開催は、校内・校外を問わず禁止する。

- ※ 高校は中学とは違い、生徒心得に反したり、学校のルールに違反したりすると厳しく対処されます。規律ある高校生活を送ることを期待しています。
基本的な生活のリズムを身につけ、入学後は学習と部活動・生徒会活動などの分野で活躍することを願っています。